

別紙

諮詢第820号、第828号、第844号、第861号、第868号、第875号

答 申

1 審査会の結論

本件各非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表に掲げる本件各非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各非開示決定における非開示情報は、条例16条2号、6号及び8号に該当するものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、別表の「諮詢日」欄に記載のとおり審査会へ諮詢され、令和4年9月16日（第225回第二部会）から令和6年2月16日（第240回第二部会）まで、16回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報として、「指導経過記録票（受付番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「関係書類」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条2号、6号及び8号に該当するとして、本件各非開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報について

本件非開示情報は、「指導経過記録票」の記載内容及び「関係書類」の記載内容であり、その非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件対象保有個人情報1について

実施機関によると、指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならぬ旨定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定められるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容につき、時系列で記録される公文書であるとのことである。

審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、非開示部分には、指導経過記録票の対象である児童又はその保護者等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所

と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

非開示部分が開示されると、児童相談所職員が相談援助活動の実施に当たり、いつのどのような事由を特に重要であると評価・判断しているか等の援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、相談援助の対象となるべき児童やその保護者等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度を取ることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分は、条例16条6号に該当し、同条2号及び8号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件対象保有個人情報2について

審査会が本件対象保有個人情報2を見分したところ、非開示部分には、開示請求時点における、開示請求者に関する情報を含む、対象となる児童に関して児童相談所による援助方針の策定に向けて関係機関等から収集した情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しているとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これらの情報を開示することとなると、開示請求時点において、実施機関としてどのような情報を収集する必要があると判断し、その情報を用いて本件対象児童に対してどのような相談援助方針を策定するかの決定過程が明らかとなり、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあるといえる。

また、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報も記載されており、当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、十分な情報提供を受けられなくなり、本件対象児童に

関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも認められる。

したがって、非開示部分は、条例16条6号に該当し、同条2号及び8号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子

別表

項目番号	質問番号	開示請求内容	決定日	決定内容	質問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	非開示理由
		補正内容					
1	820	○○児童相談所の保有する請求者に関する全て。 ○○児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの	令和2年3月16日	非開示	令和2年8月13日	指導経過記録票 関係書類	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。（以下「条例16条2号非開示」という。） 児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。（以下「条例16条6号非開示」という。） 未成年者の個人情報を法定代理人に開示することにより、当該未成年者の利益に反すると認められる。（以下「条例16条8号非開示」という。）
2	828	○○児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、○○年○月○日まで、住民票と戸籍謄本は除く。 ○○児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、令和○年○月○日まで なお、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの	令和2年5月15日	非開示	令和2年9月8日	指導経過記録票 関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示 条例16条8号非開示
3	844	○○児童相談所の保有する請求者に関する全て。 ○○児童相談所の保有する請求者に関する全て なお、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの	令和2年7月30日	非開示	令和3年3月5日	指導経過記録票 関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示 条例16条8号非開示
4	861	○○児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は○○年○月○日～○○年○月○日、住民票 と戸籍謄本は除く。 ○○児童相談所の保有する請求者に関する全て なお、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの	令和2年7月6日	非開示	令和3年3月8日	指導経過記録票 関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示 条例16条8号非開示

		○○児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は○○年○月○日～○○年○月○日、住民票と戸籍謄本は除く。					
5	868	○○児童相談所の保有する請求者に関する全て なお、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの	令和2年8月12日	非開示	令和3年3月8日	指導経過記録票 関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示 条例16条8号非開示
		○○児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は○○年○月○日～○○年○月○日、住民票と戸籍謄本は除く。					
6	875	○○児童相談所の保有する請求者に関する全て 指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までの記録に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの	令和2年8月19日	非開示	令和3年3月8日	指導経過記録票 関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示 条例16条8号非開示